

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成28年6月30日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都ARU

(2) 代表者名

田中 稔

(3) 主たる事務所の所在地

京都市南区吉祥院池ノ内町47番地 株式会社タナカテック内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、対人および社会的な対応が不得手で就労ができていない状態にある青少年やその家族と少しでも前向きに明るく接し、一人ひとりが尊重され認められる場を作ります。青少年やその家族一人ひとりの思いに沿ったサポート活動を行いながら、青少年たちがボランティアや就労を通じて安心・信頼できる環境のなかでゆるやかに社会につながっていくことをめざします。

2 申請年月日

平成28年6月22日

(文化市民局地域自治推進室)